

随意契約理由書

件名	水道用テレメータ設備他点検保守業務
契約の相手方	三菱電機株式会社 大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	
<p>保守業務を実施するテレメータ設備及び中央監視制御設備は、本市の水道管理を行う基幹設備であり、当該設備に異常が発生すれば、断水等により市民生活や産業活動に多大な影響を及ぼすため、設備の性能の維持を確保する定期点検が必要である。当該設備サーバのソフトウェア仕様は製造者独自のものであり、当該設備の親局情報伝送装置、子局情報伝送装置や端末中継装置は、データ変換、データ多重化等を行う際、製造者固有の処理技術を要しないと実施できない。また、適切な異常診断・部品寿命予測等に関しては、同様設備の維持管理データの蓄積が必要不可欠である。これらのことから、製造者である三菱電機㈱から当該設備の保守管理を唯一委任されている保守部門代理店である上記業者以外での業務履行は不可能であるため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 事業部 浄水管理センター 設備係 (電話番号 341-8994)